

事務連絡
令和2年(2020年)12月28日

長野県建設産業団体連合会 ご担当者 様

長野県建設部建設政策課建設業係長

建設業法に基づく許可申請等の申請書類への押印廃止について

このことについて、令和2年12月23日に建設業法施行令及び建設業法施行規則が改正されたことにもない、令和3年1月1日以降に行う建設業許可申請、変更届や廃業届、経営事項審査申請の申請書等を提出する場合に、申請書等への押印が不要となりました。

貴職におかれましては、別添通知の趣旨に鑑み、貴会会員に対し、制度の的確な運用が図られますよう御配慮願います。

なお、建設業法施行令や建設業法施行規則によらない確認資料等（代理人が手続きを行う場合の委任状、銀行の残高証明、卒業証明書、建設工事契約書等）や建設業許可の証明書（確認書）、経営事項審査の結果通知書の内容証明の申請書には従前のとおり押印が必要となりますので、申し添えます。

建設部建設政策課建設業係
(係長) 野本 和弘 (担当) 小林 和弘
電 話 026-235-7293
F A X 026-235-7482
E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp

